



事務所ニュース [No.251]

新型コロナウイルス対応助成金

—労働者を雇用する事業主の方へ—

- ◎ 臨時休校をした小学校等に通う子どもの世話のため休業した労働者への助成金
 - ・ 対象期間が延長になりました **令和2年12月末日まで** ※遡って対象となります
 - ・ 助成内容 有給休暇（年次有給休暇ではありません）を取得した対象労働者に支払った **賃金相当額×10/10** ※ただし、支給限度額は日額 **15,000円**（令和2年4月以降に取得した休暇）⇔R2.2.27~3.31分は上限 **8,330円**
 - ・ 当事務所の申請は事業所ごと一括して申請をすることになります。
 - ⑧ 対象となる**労働者の特定求職者助成金等**と併給はできません
- ◎ 雇用調整助成金
 - ・ 対象期間 令和2年4月1日~12月末日まで（緊急対応期間）
 - ・ 生産指標要件 前年同期比で1か月**5%**以上の売上ダウンの事業所（**中小企業の場合**）雇用保険被保険者でない労働者も対象に含める
 - 助成率 事業縮小のため従業員を解雇の場合 **4/5** 継続雇用した場合 **10/10**
※支給限度日額 **15,000円**
 - ⑧ 対象となる**労働者の特定求職者助成金等**と併給ができません



最低賃金が改訂されます

-2020.10.3-

最低賃金 **790円⇒793円**
3円アップします。10月の賃金に最低賃金を採用して雇用される労働者（外国人労働者、試用期間中の労働者等）については、10月1日、2日は790円 3日以降は793円です。時給、日給、月給制に関係なく特にご注意願います。



社会保険の随時改定

—給与が大幅に変わったとき—

算定基礎届（定時決定）で、9月から保険料が据え置かれますが、その後に昇給等で固定的賃金が変わった場合、次の定時決定を待たず、改正の届（随時決定）が必要です。詳細は当事務所にお尋ねください。



失業手当の給付制限が緩和されます

-2020.10.1-

自己都合で退職した場合、失業給付を受給するのに3か月間の給付制限（3か月間は受給できない）が設けられていました。1か月間短縮して2か月に変更されます

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net